

# 宮古管内浜の活力再生・成長促進交付金（津波避難海域図作成）業務委託

## 特記仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、「宮古管内浜の活力再生・成長促進交付金（津波避難海域図作成）業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものであり、この仕様書に記載のない事項は、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」（令和6年4月水産庁漁港漁場整備部）、「設計業務等共通仕様書」（令和6年10月1日以降適用・岩手県県土整備部）によるものとする。

### 2 目的

東日本大震災津波の際に、漁業者が漁船の流出や損壊を防ぐため、漁船を沖合へ避難したが津波にのみ込まれるなどの被害があった。津波来襲時の沖合への避難は危険が伴うことから、適切な避難行動をとるための判断材料として、避難海域の目安を示す避難海域図が必要である。

そこで、津波の到達時間等を算出するため津波シミュレーションを実施し、その結果をもとに避難海域図を作成し、漁業者等に周知することにより適切な避難行動を促すもの。

### 3 業務場所

岩手県下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町、宮古市  
（田野畑村漁協管内、小本浜漁協管内、宮古漁協管内）

### 4 履行期間

本業務の履行期間は、120日間とする。

なお、委託期間には、作業日数、準備日数、後片づけ日数のほか、休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等）を含むものである。

夏季休暇 8月14日～8月16日 3日間

### 5 業務概要

津波シミュレーション 1式

津波避難海域図作成 3地区

### 6 業務内容

#### (1) 計画準備

業務を行うにあたり、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

#### (2) 計算条件の設定

津波シミュレーションを行うにあたっての計算条件を整理・設定する。

対象とする波源は以下のとおり。

- ・ L 2 津波（東北地方太平洋沖地震津波）
- ・ L 2 津波（日本海溝（三陸・日高沖）モデル）
- ・ 津波高 5 m相当（大津波警報クラス）
- ・ 津波高 3 m相当（津波警報クラス）

### (3) 計算モデルの構築

波源域から検討対象周辺までの津波の伝搬は、3240m格子間隔（あるいは 2430m 格子間隔）から 10m格子間隔のモデルにより非線形長波方程式に基づいて解析する。ネスティングにより沖合から検討対象に向かって格子間隔を小さくしていくことで、波源域を計算領域に含めつつ、検討対象域を精度よく計算できるように設定する。

### (4) 計算の実施

構築したモデルを用いて津波シミュレーションを行う。

### (5) 計算結果の整理

実施した津波シミュレーションについて、計算結果（最大流速、津波到達時間、津波水位等）を整理する。

### (6) 結果の検討

整理した結果を踏まえ、避難海域等（漁船船速別の避難海域水深を含む）について検討する。

### (7) 報告書作成

上記業務の結果等を取りまとめて報告書を作成する。

### (8) 打合せ協議

事前、中間、最終の計 3 回行う。

なお、当初及び最終には原則として管理技術者が立ち会うこと。

### (9) 照査

業務内容の一切の照査を行う。

## 7 報告書

報告書は電子納品とする。電子納品に関する仕様は別添「電子納品特記仕様書」によるものとする。

また、電子媒体 2 部に併せ、印刷製本した報告書も 1 部提出すること。

## 8 管理技術者

委託契約書第10条で定める管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を置くこととする。

- (1) 技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）
- (2) 技術士・水産部門（水産土木）
- (3) R C C M（水産土木）で、津波来襲時における漁船避難ルール策定業務における

管理技術者の実績を有する者

- (4) 大学又は高等専門学校卒業後、水産土木業務の経験が20年以上で、津波来襲時における漁船避難ルール策定業務における管理技術者の実績を有する者
- (5) 高等学校又は専修学校卒業後、水産土木業務の経験が25年以上で、津波来襲時における漁船避難ルール策定業務における管理技術者の実績を有する者

## **9 照査技術者**

委託契約書第11条で定める照査技術者は、「8 管理技術者」と同様の資格を有する者を置くこととする。

なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

## **10 その他**

本特記仕様書及び設計図書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、決定すること。

## 電子納品特記仕様書〔業務〕

### 1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

### 2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- |  |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>( ) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

### 3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量		—	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

# 電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者  
住 所  
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
  - ・電子チェックシステムのバージョン：\_\_ . \_\_ . \_\_
  - ・チェック実施年月日：令和\_\_年\_\_月\_\_日
  
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
  - ・1/○：\_\_
  - ・2/○：\_\_